

令和2年12月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和2年12月24日(木)

開会 午前9時30分 閉会 午前11時24分

2 場 所

市役所西館 大会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 大庭委員 今村委員 飯盛委員 荒牧委員 白木原委員 吉田委員

欠席者 なし

4. 会議出席職員

山口教育部長 江頭学校教育担当部長 高塚教育総務課長 西村保育幼稚園課長 相原文化課長 西教育総務課副課長 松尾保育幼稚園課副課長 田久保文化課副課長 山下教育総務課庶務係長 森永生涯学習課生涯学習・三日月公民館係長

5. 傍聴者

なし

6. 教育長の報告事項

- ・事業の年度としては年度途中だが1年を振り返る節目。
- ・本日市内の小・中学校の終業式を迎えている。
- ・今年は2学期が早く始まり、今までにない長い2学期が終わろうとしている。
- ・コロナの感染が拡大しており、県内でも陽性感染者が連日出ているが、小城市を振り返ると8月がとても多く、1箇月で30名を超える陽性者が出たことがあり、市民の皆様方の感染予防の意識が高まったのは事実であると思っている。
- ・9月以降についてはそれほど多くなく、8月の半分以下でこの3箇月が推移している。
- ・周りに感染者が出ていると人の流れで今後も感染の可能性があるので非常に危機感を持ちながら学校の教育活動等行っていきたい。
- ・休校せずにしっかりできたことについて幼稚園、保育園、小・中学校の先生方並びに関係者の皆様方には本当に感謝している。
- ・いろんな意味で試された1年だったが自己評価をするなら職員、教育委員の皆様方と一丸になってアイデアを出して取り組んだ。いい方向に進んだかは分からないが少なくともこの1年間いろんなご指導、支援を賜ったことをありがたく思う。
- ・社会情勢は不安や恐怖や悲しみがあつた1年だったが、子どもたちの考え方、修正能力、柔軟性を見ることが出来た。
- ・子どもたちが考えて取り組んだことが教育活動の中で見られることに対してありがたく思うし、今後の成長を楽しみにしている。
- ・一方、医療従事者に対する誹謗中傷が現実には起きているという人権問題は、日々学校教育の中や社会教育の中で啓発、指導をしなければならないと思っている。
- ・経済の低迷等は非常に難しいが、学校教育が停滞しないように工夫をする必要がある。
- ・1日、全体朝礼、市長勉強会。
- ・2日、3日、佐賀県学習状況調査。

- ・ 4、7、8、9日、4日間一般質問が行われている。今後学校給食センターの改築事業や水泳授業の民間委託等も入ってくるというところで一般質問では回答している。
- ・ 5日、土曜授業の実施。
- ・ 6日、令和2年度小城市市政功労者表彰式の開催。26名の表彰があった。
- ・ 10日、市議会議案質疑。
- ・ 11日、令和2年度教育長表彰「こども表彰」と「早寝・早起き・朝ごはんカレンダー表彰」の開催、中林梧竹相撲甚句贈呈。小学校2校、中学校2校に表彰をした。また、三日月中学校2年生の講和ということで、人や物や時間を大切にしましょうというお話をさせていただいた。
- ・ 12日、じんけんふれあい講演会とポスター表彰の開催。
- ・ 15日、文教厚生常任委員会の開催後、三日月幼稚園の視察。
- ・ 16日、定例小中学校長会の開催。
- ・ 18日、いじめ問題専門委員会と社会教育委員会の会議の開催。
- ・ 21日、市議会の閉会。全議案可決承認された。
- ・ 22日、三日月幼稚園の父母の会が文部科学大臣表彰を受けられたので伝達を行った。
- ・ 23日、全国市町教育委員会オンライン協議会に参加し、「教育の情報化」「地域と学校の連携協働」という2つのテーマでの分科会があった。初めてのオンライン会議であったが短時間で有意義な話が聞けた会議であった。
- ・ フッ化物洗口事業の打ち合わせで歯科医師、薬剤師の先生方に今後の取組についての協議を行い、試薬から薬剤に変更し、歯科医師会と薬剤師会と連携協力しながらやっていく。
- ・ 24日、2学期終業式、午後と明日で校長面談の予定。
- ・ 28日の教育委員会の執務納め式は17時、年明け4日の執務初め式は11時を予定している。
- ・ 1月10日に小城市では成人式を予定どおり開催する。

【意見・質問】

なし

7. 議 事

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第21号】

小城市立歴史資料館・中林梧竹記念館の臨時開館

【説明】

◇文化課長が説明

提案理由として、長崎県陸上自衛隊大村駐屯地第16普通科連隊第3中隊が令和3年1月4日に小城市で行う奉仕活動の際、地域を学ぶことができる施設として、小城市立歴史資料館・中林梧竹記念館の訪問を希望している。1月4日は休館日であるため、小城市立歴史資料館条例施行規則第6条及び小城市立中林梧竹記念館条例施行規則第6条の規定に基づき議案を提出

するもの。

以上、ご審議をお願いする。

【意見・質問】

・F委員

まず、1つ目だが、提案理由に書かれている奉仕活動というのは具体的にどういうことを小城市で計画しているのか、また資料館と記念館を訪問された際に施設の見学だけなのか教えてほしい。

・文化課長

まず、奉仕活動について、確定はしていないが、自衛隊のほうから自分たちが防衛する地域について、歴史や地域のことを勉強した上で、奉仕活動をしたいという申出があった。文化課の意見としては、星巖寺のほうをお願いしたいと考えている。現段階では自衛隊の方が100人ぐらいで来られるということになっている。自衛隊のほうでは年始の行事を行ってから、順次隊ごとに小城のほうに来られる。来られたら、歴史資料館を見学して、全員集合してから奉仕活動をされるということ伺っている。

・B委員

自衛隊の方が純然たる自分たちの教養を高めるというような領域において希望されることなら、認めていいと思う。いろいろ詮索する必要はないかと思う。きちんとその隊が文教の地小城で教養を高めたいというような思いであると理解している。

【結果】

承認

第2 協議事項

【協議第6号】

小城市公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画の策定について

【説明】

◇教育総務課長が説明

提案理由として、学童保育施設の個別施設計画を策定するため、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定に基づき協議するもの。

この計画は教育総務課と社会福祉課と共同で、子育て支援施設として学童保育施設と児童センターについて策定をしている。

1点目、概要だが、計画期間としては10年、2点目に、計画対象施設は放課後児童クラブの専用施設がある桜岡第1・第2、三日月第1・第2、それと、牛津小の第1・第2クラブと砥川小の施設と児童センター。

3番目に、公共施設等総合管理計画での基本的な考え方だが、放課後児童クラブは学校施設内に機能を持たせることで公共施設全体の総量縮減を図ること、児童センターについては更新の際は現施設からの総量縮減を原則として検討を行うという考え方である。

4番目には、個別施設計画での方針等での放課後児童クラブについては、このような考え方に至った根拠、理由だが、将来的には人口減少に伴い、児童数も減少していくと見込んでいる。そのため、今後行う学校施設の大規模改修や長寿命化、または改築を行う際には特別支援学級の面積を工夫すれば、現在と同規模程度の整備でクラブ機能、または学校施設に持たせることができると考えている。

今後、人口減少等により公共施設の複合化や多機能化を進める必要があるということで、ほかの公共施設への移転も有効な手段であると考えている。

放課後児童クラブの今後 10 年間の方針だが、当面は現在の専用施設と学校施設を併用する。一時的にクラブ数の増加が必要となった場合は、専用施設や学校施設だけではなく、空き家や民間施設の活用も検討していく。将来的には専用施設の耐用年数、学校施設の大規模改造や長寿命化、または改築の実施に併せて、できる限り専用施設を縮減し、学校施設内で放課後児童クラブが実施できるよう整備をしていく。

また、学校と隣接する公共施設などへクラブ機能移転も検討していくという方針。

児童センターについては、子どもが安心して遊べる場所であると同時に、子育て中の保護者の交流の場でもあるので、当面は維持していく。その理由として、児童の心身の豊かな成長を支援するため、様々な講座等を実施している。また、子育てサロンを実施するなど、地域の子育て支援の拠点として必要な施設でもある。

今後 10 年間の施設の方針としては、現在の施設をできるだけ長く利用するように、必要な修繕や改修を行っていき、指定管理者への委託も視野に入れながら、ほかの公共施設との複合化についても検討していく方針。

今後のスケジュールとして、2月にパブリックコメントを実施し、3月に個別施設計画の策定、公表をしたいと考えている。

【結果】

了承

第3 報告事項

【報告第 35 号】

小城市育英資金・小城市小柳育英資金貸付学生募集要項及び小城市給付型育英資金奨学生募集要項について

【説明】

◇教育総務課長が説明

令和3年度の小城市育英資金・小城市小柳育英資金の育英学生及び給付型育英資金奨学生募集に係る要項を定めたので、報告する。

小城市育英資金と小柳育英資金の募集要件、募集人数等は例年と変わらない。小城市育英資金については、小城市内に住所があること、小城市小柳育英資金については、小城町内に住所があること、また、募集人数については、小城市育英資金8名以内、小城市小柳育英資金については2名以内としている。

次の給付型育英資金の募集要項だが、奨学生の資格要件としては、①から④の要件を全て満たすこととしており、貸付型との違いとしては、②の学業人物とも優秀と認められること、④小城市立中学校の卒業生であることが挙げられる。

また、給付金額としては、貸付型は高等学校で年間12万円のところを、給付型であれば年間24万円となっている。

【結果】

了承

【報告第 36 号】

学校内でのフッ化物洗口事業の状況

【説明】

◇教育総務課長が説明

毒物及び劇物指定政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、フッ化物洗口事業を休止していること及び今後の方針を別紙のとおり報告する。

令和2年8月28日に佐賀県の健康増進課から連絡が入り、毒物及び劇物指定政令の一部を改正する政令が公布されたことで、フッ化物ナトリウム試薬が新たに劇物に指定されたこと。薬剤を納品した場所で最終使用まで完結させなければならないということになった。薬局で洗口液を薄めることが製薬行為に該当するため、現在のやり方ではできなくなる。

経過措置として、9月いっぱいまでは今までのやり方で実施可能とのこと。

9月16日、それを受け、小城市校長会にてフッ化物洗口について説明を行った。薬剤を変更しても、薬局で洗口液を作成できないため、今後は学校での作成が必要であることを説明した。

9月24日には佐賀県の健康増進課から学校で希釈を行う方法で進めるしか現在は方法がないとの回答しか受けられず、経過措置期限である9月30日が迫っていたため、一旦事業を中止する旨の通知を取り急ぎ保護者、学校長宛てに送付をした。

9月25日、多久市の学校教育課からの情報では、学校に薬剤師を派遣し、学校内で洗口液を作成することで実施を継続していくという情報が入った。

9月29日、小城多久薬剤師会の小城地区代表と協議を行った。多久市では薬剤師会から出向いて液を作成する方法を取られるようだが、小城市でも同様にお願いはできませんでしょうかと打診を行ったが、小城市は学校が11校と数が多く、薬局に薬剤師がいなくなる時間が出てしまうことから、薬局としては対応が難しいという回答をいただいた。

10月1日、小・中学校のフッ化物洗口を一旦中止したが、小城市立の幼稚園や保育園では園に分包されたフッ化ナトリウムを配布し、園の先生たちが希釈して継続すると情報を受けた。

また、県の中部保健福祉事務所が10月15日に情報提供の説明会を開催された。

11月27日に佐賀県健康福祉部長からフッ化物洗口事業についての法解釈を明示された文書が来た。フッ化物洗口事業に関するフッ化物は、試薬でなく医薬品とするということ、また、学校施設内で実施が原則としながらも、歯科医師から薬剤師宛て調製に係る指示書がある場合、学校等の施設長が学校等事業として洗口事業の一部である保管や調整を薬局に依頼することは可能。指示書に基づき学校以外の場所で用時調製を行うことは可能という記載がある。つまり9月まで行っていたやり方でできるとの法解釈であった。

これを受け、教育委員会の考え方については、フッ化物洗口は虫歯予防には効果があると考えているので、今後、学校内でフッ化物洗口事業が再開できるように、薬剤師会、歯科医師会、校長会と協議を行っていきたいと考えているところ。

○E委員

私たちが小さい頃は、もちろんこういうことはなかったが、フッ化物洗口というのは子どもたちの健康のために第一優先してされていると思うが、これには経費も人手もかかる。こういう観点から、これは子どもたちの健康第一か、国からの通達みたいなのがあってしているものなのか。

○教育総務課長

この事業の始まりとしては、全国的に佐賀県が虫歯の数が多いということで、まず県の事業として始められたのが小城市での始まり。始めたのも全国に先駆けてということだったので、当初からフッ化物ナトリウム試薬を使ってきたところだが、先般、フッ化物ナトリウムが劇薬に指定され、取扱い方法が見直されたことで、一旦休止をしている。このことについては教育委員会としても、歯科医師会からの検証もあって、子どもたちには十分に効果があるという結果も出ているので、子どもたちの健康が第一ということで、引き続き行いたいと考えている。

○E委員

経費とかは助成されるものなのか。

○教育総務課長

経費は全て一般財源、市の持ち出しになる。

今現在の予算ベースであるが、洗口事業としては2倍ぐらいの経費がかかる予定。

具体的には、今のところ、40万円が80万円になるという事業費。

○F委員

確認だが、やり方としては今までどおり薬局で、11月27日に県から出された法解釈に書かれているように、学校で希釈するのではなく、薬局で希釈が可能だから、今までどおり薬局でもらって、それを学校に運んできて今までどおりやるということによいか。

○教育総務課長

そのとおり。県の薬務課から薬局での実施も条件付で可能という文書が来ている。この条件付というのは、医薬品でのフッ化物洗口事業、それと歯科医師会からの薬剤師宛て調製に係る指示書がある場合ということで、この条件が整えばこれまでどおりすることは可能としている。

ただ、原則が学校施設内で洗口まで完結するのが大原則ということになっている。本来であれば、学校現場で薄めて、それから洗口をするのが大原則であるが、今回、薬局での条件付というところで、このためには、薬剤師の先生の協力を得ながらやっていくと今のところはなっている。

○F委員

学校現場の先生方のいろんな思いとかを考えたら、学校でするのはやっぱりなかなか厳しい面があるのかなというふうに私も感じていた。

○E委員

このフッ化物洗口事業の経過報告を見ていたら、10日おきぐらいにこういうお示しが出されているわけだが、子どもたちはグチュグチュとしなさいと言っても飲んだりする場合もあると思う。だから、そういうことは慎重に考えていただいて、将来、虫歯が少なくなるような子どもたちが増えるようにしていただきたいと思う。

○D委員

質問だが、フッ化物洗口事業に使用するフッ化物は試薬ではなく、医薬品とするというのは県の解釈と取っていいのか。そして、試薬と医薬品、劇物と劇薬、その違いがよく分からない。県の解釈はそれを医薬品としても取れるので、薬局の指示書に基づき、調製してもらってもいいところがあるが、それでいいということか。

○教育総務課長

まず、これは佐賀県から文書が出ているが、厚生労働省に県のほうから確認をされたところの解釈で市町のほうに流れてきている。もともとフッ化物ナトリウムの試薬が今回、劇物指定ということで取扱いに変更があるという法律改正があったので、それに基づいて、今回、事業の見直しを行っている。

○D委員

今まで医薬品だったから、現場ではなく別の場所で作ることが可能だったというわけか。

○教育総務課長

これまでフッ化物ナトリウムは試薬であって、医薬品ではなかった。試薬として取り扱っていたが、試薬が薬物上、劇物と指定された。

○教育長

法的なもので言葉が変わっている、物自体の扱い方が法律によって変わっているのもともと歯科校医いわく、実際は試薬を使っても効果は全然変わりはない。ただ、取扱いは法に準じてやらないといけないので、医薬品に変えて、本来なら学校で完結をしてもらいたいが、先ほど言った条件の下に、今までどおり薬剤師で管理をしてもいいという解釈が今回なされた。

○D委員

現場の先生方の意見などを取り上げていくと、困難な状況になることも考えられるし、教育委員会が進めていこうとしている方向でうまくいけば、一番いいと思うので、よろしく願いたい。

○教育長

フッ化物洗口はずっと経緯経過があって今まで実施をされている事業で、成果を出している。成果がなければ、事業停止になったりする。しかも、日常の家庭でしっかり管理すれば、恐らく給食だけの問題とかではなく、朝夕が非常に大きい。実は家庭教育でしっかりしなければいけないが、実態が難しい状況なので、学校教育がやはり家庭教育の分まで啓発をしていく、歯の大事さを子どもたちに教えていく中で、この事業が展開されてきていることもあり、医薬品に変えて、試薬よりも経費がかかるわけだが、今後これは家庭のほうに移行していかなければいけない案件だと思うが、歯科医方は本来ならば歯科に来てもらいたい。しかし、これは効果があるからやっている。歯医者が言われていることに関して、否定できないと思う。ただ、問題は先生方の手間がかかる、働き方改革の中で、これは学校の先生がしないといけないことかという議論も出てきている。これも歯科校医も薬剤師も知っている。だからこそ、法の解釈を基に、学校完結が大原則だが、今、薬剤師会には今までどおりで協力を要請しているところ。基本的に言うと、薬剤師さんも法に準じてやってもらいたいという気持ちがあられる。歯科校医、薬剤師方が協力をしていかなければ、この事業は成り立たないし、学校の先生方にも負担がかかるので、今のところ協力要請ができるような話で進めているので、学校も子どもたちの歯の健康のためにやっていただきたいと事業展開を考えている。

【結果】

了承

【報告第 37 号】

小城市立認定こども園管理及び運営に関する規則

【説明】

◇保育幼稚園課長が説明

報告理由としては、令和3年4月に開園予定の小城市立認定こども園の管理及び運営に関する規則を定めたので、ご報告するもの。

この規則は、小城市立認定こども園設置条例に基づき、管理及び運営に関する必要な事項を定めたもの。

認定こども園においては、1号認定子ども及び2号認定子ども並びに3号認定子どもの幼児教育、保育を実施するものであるが、第2条の定義では、用語の意義を定めているものである。

次に、第3条の利用定員については、170名としている。

第6条では、学級の編成として、3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、園長が学級を編成することとなり、1学級、5歳児及び4歳児は30人、3歳児は20人としている。

第7条の職員としては、園長、副園長、主任保育教諭、保育教諭、給食調理員を置くとし、第8条において、職員の職務を規定している。

第15条の教育・保育時間については、1号認定の子ども、2号認定及び3号認定の子どもの教育・保育時間を定めている。

第15条「ただし、保護者のやむを得ない事情により、市長が特に必要と認めたときは、その時間を超えて教育・保育を行うことができる。」ということで、第18条の延長保育や第19条の預かり保育の規定を定めているところ。

次に、第16条では開所時間、第17条では休園日を規定している。

1号認定の子どもについては、これまでの幼稚園と同じく、夏休みや冬休み、春休み、土日祝日が休園日となる。また、2号、3号の認定子どもについては、保育園と同様に、日曜日と祝日、年末年始の休みが休園日となっている。

この規則については、令和3年4月1日から施行する。

○C委員

三日月は子どもの送迎バスがあったが、認定こども園になっても続けられるか。

○保育幼稚園課長

三日月幼稚園の送迎バスについては、認定こども園になったら送迎バスを廃止にすることにしていく。バスの廃止については保護者の皆様にもお知らせをしているところ。

○教育長

来年4月から佐賀県では初めての公立認定のこども園になる。いろんな準備を今からしているところだが、ご協力をよろしくお願いいたします。

【結果】

了承

【報告第38号】

小城市立保育所使用料等納付に係る規則の一部を改正する規則

【説明】

◇保育幼稚園課長が説明

報告理由としては、令和3年4月に開園予定の小城市立認定こども園の保育料の徴収を行う必要があるため、既存の規則に認定こども園を追加し、改正を行ったため報告をするもの。

改正内容としては、まず、題名について、認定こども園を追加するため、「小城市立保育所使用料等納付に係る規則」を「小城市立保育所等使用料等納付に係る規則」に改めるもの。

第1条及び第2条において、「条例」を「保育所条例」に改め、認定こども園の規定を追加したところ。

また、第4条では、「第3条」を「第2条」に改めているが、これは第2条の「保育料」にすべきところを第3条の「保育料の減免」とこれまでしていたため、修正をしたもの。

次の第5条については、認定こども園の追加により、「保育所」を「保育所等」に改めるもの。

この規則については、令和3年4月1日から施行する。

【結果】

了承

【報告第 39 号】

小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則

【説明】

◇保育幼稚園課長が説明

報告理由としては、令和3年4月開園予定の小城市立認定こども園において一時預かり保育の実施に当たり、実施規則を定めたので報告するもの。

認定こども園では、1号認定子どもの預かりを始めるため、新たに規則を定めるもの。

第3条において、対象児童を定めているが、この預かり保育を利用できる児童は認定こども園に在籍する1号認定子どもであって、保護者の就労、冠婚葬祭または傷病等により教育時間の前後または長期休業日等において一時的に保育が必要な場合となる。

第4条の預かり保育の実施日としては、祝日や日曜日、年末年始休日以外の保育を実施している日となる。

第5条の利用時間や、第13条の使用料については、附則の別表にて定めているところ。

第6条から第12条においては、利用を希望する場合は申請をしていただき、受理、審査をして利用決定となるが、利用日の前月25日までに予約をしていただくようになる。また、急病や葬祭等の緊急性が極めて高い場合は、その都度対応するようにしている。そのほかに予約の取消し、利用の辞退などを定めているところ。

この規則については令和3年4月1日から施行する。

○F委員

園長は利用の予約を承諾しないことができるという、第8条の2項の(2)の園長が保育上不適当と認めたときというのは、具体的にこういう場合とかいうのがあるのか。

○保育幼稚園課長

基本的には、特に理由の指定というのはあまりないが、やはり虚偽など理由があった場合は不適当という形になるが、理由については保護者の例えばリフレッシュなども認められるので、理由の判断をするのはなかなか難しい部分。急病やリフレッシュなどは許可できる。

【結果】

了承

【報告第 40 号】

小城市立保育所延長保育実施規則の一部を改正する規則

【説明】

◇保育幼稚園課長が説明

令和3年4月開園予定の小城市立認定こども園の延長保育の実施に当たり、既存の規則に認定こども園を追加し、改正を行ったため報告をするもの。

この延長保育については、保育所及び認定こども園の2号認定及び3号認定の子どもが利用できるものだが、今回、認定こども園を追加するため改正を行ったもの。

まず、題名について、認定こども園を追加するため、「小城市立保育所延長保育実施規則」を「小城市立保育所等延長保育実施規則」に改めるもの。

主な改正としては、認定こども園の追加により、「条例」を「保育所条例」に改め、認定こども

園の規定の追加をしている。また、「保育所」を「保育所等」に改めているところ。

また、子ども・子育て支援法の改正に伴う用語の改正として、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めているもの。

第4条対象児童について、保育所では2号、3号認定の子どものみが入所しているが、認定こども園においては1号認定子どもも入所しており、対象児童を明確にするため追加をしている。

第7条において、第2項を追加し、緊急時の延長保育の利用の手続についての規定を追加した。この規則については令和3年4月1日から施行する。

【結果】

了承

【報告第41号】

小城市学校災害補償規則の一部を改正する規則

【説明】

◇保育幼稚園課長が説明

報告理由としては、令和3年4月に小城市立認定こども園を開園することに伴い、学校災害補償の対象にする必要があるため、認定こども園の追加をし、改正を行ったため報告をするもの。

この規則は、全国市長会学校災害賠償補償保険に加入するに伴い、本市が設置する学校の管理下にある者が身体に傷害をこうむり、その直接の結果として死亡し、または後遺障害を生じた場合、補償するもの。

第2条の定義において、学校について各号で規定をしている。第1号第1項では小学校、中学校、幼稚園、第2号では保育所を規定している。今回、第3号に認定こども園を追加したもの。

また、第2項第1号においては、「保育所の保育」の次に「又は認定こども園の教育若しくは保育」を追加するもの。

この規則については令和3年4月1日から施行する。

【結果】

了承

8. その他

(1)教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

①黄美会「第45回黄美会」の後援申請。

②佐賀県放送教育研究協議会「令和2年度佐賀県メディア教育研究大会」の後援申請。

③小城女子ミニバスケットボール「第12回祇園カップ」の後援申請。

④小城文化連盟「小城街道ひなまつり～山から海までひな景色～」の後援申請。以上、4件で承認。

【質問・意見】

なし

【結果】

了承

(2)社会教育委員との意見交換会について

◇生涯学習課生涯学習・三日月公民館係長が説明

今回第3回目ということで期日を設定させていただいている。期日については令和3年1月27日9時半から、ドゥイングのほうで行いたいと思っている。

内容は、来年、社会教育委員の中では「少年・少女スポーツ活動の指針」について改定をしたいということで、教育委員の皆様とのご意見を交わしたいと考えている。

【質問・意見】

なし

【結果】

了承

9 次回定例会教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 1月28日(木) 午前9時30分～

【場 所】 小城市役所 西館2階 大会議室

10 議事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について(非公開)

【承認】

第2 協議事項

【協議第7号】

指定校変更の認定について

【承認】

【協議第8号】

就学援助(準要保護)の認定について

【了承】

第3 報告事項

【報告第42号】

就学援助の認定について

【了承】

【報告第43号】

教育委員会事務局職員の育児休業について

【了承】

【報告第44号】

教育委員会事務局職員の復職について

【了承】

【報告第45号】

教育委員会事務局職員の休職について

【了承】